

佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱

〔 林業第 010198 号 〕
〔 平成20年 5月19日 〕

改正 平成22年 3月31日林業第011134号
改正 平成24年 7月 2日林業第 518 号
改正 平成25年 6月14日林業第 574 号
改正 平成26年 3月31日林業第 2393号
改正 平成27年 4月17日林業第161号
改正 平成28年 5月12日林業第 601号
改正 平成29年 4月 5日林業第 13号
改正 平成30年 4月11日林業第 143号
改正 令和 3年 4月 1日林業第 2264号

(趣 旨)

第1条

知事は、特用林産物の生産振興及び生産者の経営安定を図り、地産地消及び消費者への安定供給を推進するため、佐賀県特用林産物生産基盤整備事業実施要領（平成24年7月2日付け林業第520号通知）に基づき、農業協同組合、森林組合又は特用林産物生産者で組織する団体（以下「間接補助事業者」という。）が特用林産物生産に必要な機械・施設等の整備及び生産モデル林整備並びに販売促進・普及啓発活動に要する経費に対して、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合、当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費、補助率及び間接補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 間接補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 間接補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請及び交付決定までの標準的な期間)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する以外の軽微な変更については、この限りではない。

ア 事業の中止及び廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の30%を超える増減を伴う変更又は補助金の増減を伴う変更

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後、5年間保管すること。

(7) 規則第22条本文の規程により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2)から(7)までに規程する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(2)から(7)及び佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業を行うため契約を締結する場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。

(ア) 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。

(イ) 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。

ウ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

エ 間接補助事業者が間接補助金を他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

オ 間接補助事業者が、第2条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項エの規定を準用することがあること。

カ 第6条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(財産処分の制限)

第6条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

2 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件の取得価額は50万円以上のものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

なお、概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号及び第6号のとおりとする。

(書類の経由)

第8条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

ただし、第3条第1項に定める補助金交付申請書、第4条第2項に定める変更承認申請書及び第7条第2項に定める補助金交付請求書のうち精算払によるものについては、所轄農林事務所を経由しないものとする。

附則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年3月31日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年7月2日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

事業種目	補助対象経費	補助率	備考
きのこ生産施設整備	・乾しいたけ専用乾燥機及びその附帯施設 ・林内運搬車 ・包装機 ・散水装置 ・スライサー ・選別機 ・管理道整備資材 ・誘蛾灯 ・ビニールハウス ・その他	・間接補助事業費の 3分の1以内	1 事業実施主体への補助上限金額は500千円とする。
特用林産物生産モデル林整備	(たけのこ生産モデル林) ・不良竹林改良整備 (不良木竹の伐採整理、支障物除去、施肥) ・管理道作設、補修 ・獣害防止柵 ・その他 (さかき等生産モデル林) ・苗木の育成、新植、補植 ・保育等 ・管理道作設、補修 ・その他	・間接補助事業費の 2分の1以内	1 事業実施主体への補助上限金額は1,000千円とする。
特用林産物販売促進・普及啓発活動	・販売促進に係るPR資材等の整備 ・消費者等に対する見学会及び講習会等の開催	・間接補助事業費の 2分の1以内	1 事業実施主体への補助上限金額は200千円とする。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり佐賀県特用林産物生産基盤整備事業を実施したいので、 年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金 金
円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県特用林産物生産基盤整備事業
費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容および計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総 事 業 費 (A) + (B) + (C)	事業に要する 経費（又は要 した経費）(A) + (B)	負 担 区 分		
			県 費 (A)	市町費 (B)	その他 (C)
佐賀県特用林産 物生産基盤整備 事業費補助金	円	円	円	円	円
合 計					

4 事業の成果

5 事業完了予定（事業完了）年月日 年 月 日

6 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県 費					
市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
佐賀県特用 林産物生産 基盤整備事 業費補助金					
計					

7 添付資料

- ・市町の補助金の交付に関する規定又は要綱（変更申請及び実績報告には不要）

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

- (注) (1) 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
- (2) 「変更の内容」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前と変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるよう、変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった 年
度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業については、下記のとおり事業を実施したので、
佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱の規
定により、関係書類を添えて報告します。

記

- (注) (1) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成する。
- (2) 「4 事業の効果」については、できるだけ客観的指標に基づいて記載し、
特に交付申請当初に意図していた事業効果がどの程度発現されたか、期待
できるのかという観点から記述すること。
- (3) 実績報告の事業の内容及び収支決算が、補助金交付申請書又は事業変更
承認申請書と異なる場合は、比較できるよう作成する。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏 名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金について、佐賀県特用林産物生産
基盤整備事業費補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条に基づく補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に
係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよ
う佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱の
規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳	交付決定額	金 円
	交付済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

- (注) 1 概算払の場合の様式
2 様式第 7 号「請求額計算書」を添付すること。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者住所
氏 名

年度佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった 年度佐賀
県特用林産物生産基盤整備事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助
金等交付規則及び佐賀県特用林産物生産基盤整備事業費補助金交付要綱の規定により請
求します。

記

請求額 金 円

(注)精算払の場合の様式

(様式第7号)

請 求 額 計 算 書

事業区分	事業費	事業に要する経費	交付決定額 (県費補助金) (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C))		事業完了 予定年月日	考 備
				金 額	出来高 (B)/(A) %	金 額	月 日 まで予定 出来高 (B)+(C))/ (A) %	金 額	月 日 まで予定 出来高 %		

上記のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

出来高確認者 (所属名：)

職・氏名

- (注) 1 事業区分の欄は、別表「事業種目」に即して記載すること。
2 出来高確認者は、間接補助事業者(市町職員)とする。